

背景と経緯

大井 通博¹

本稿では、パリ協定の採択に至るまでの背景及び交渉の経緯を概観する。パリ協定の解説の中で頻出する会議体（COP、ADP など）の内容や、交渉の構図（交渉グループ）などについても取り上げている。各条の解説に入る前の導入としてお読みいただければ幸いである。

1. ダーバン COP17 までの経緯

(1) IPCC と UNFCCC

まず、パリ協定の前提となるいくつかの国際枠組みについて解説しておきたい。

気候変動は国境を越えた地球規模の環境問題であり、国際社会全体で取り組みを進めていかなければならない。また、気候変動問題は、絶えず様々な知見を収集・分析・評価し、最新の科学的知見を踏まえて政策的な対応を進めていくことが特に重要である。

こうした認識の下、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により「気候変動に関する政府間パネル」（Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC)）が設立された。IPCCは、気候変動に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的とする国際的学術組織である。各国政府等からの推薦を受けて選ばれた専門家が、世界中で発表された論文や観測・予測データ等の最新の科学的知見を評価し、5～7年おきに評価報告書をまとめている。IPCC評価報告書は、気候変動の現象に関する分析のほか社会経済への影響、気候変動に対して取るべき対策なども扱われ、各国内・地域及び国際的な政策に科学的根拠を与えるものとして国際交渉にも強い影響力を持つ。この他、IPCCは特定のテーマに関する特別報告書（special report）や国別の温室効果ガス排出・吸収の目録（インベントリ）作成のための指針なども作成、公表している。

一方、気候変動問題に政策面から対応する国際枠組みが、1992年に採択され1994年から発効した国連気候変動枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change(UNFCCC)）である。2018年3月現在、この条約には196の国と1地域（欧州連合（EU））が参加しており、1995年以降の毎年、年末に条約締約国会議（Conference of Parties. 略して「COP」と呼ばれる。）が開催されている。COPは条約の最高意思決定機関として、気候変動問題に関する世界各国の政策を方向付ける様々な重要な決定、合意を行ってきている。COPの下には、条約の規定に基づき、「科学上及び技術上の助言に関する補助機関」（Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice (SBSTA)）及び「実施に関する





¹ 環境省大臣官房環境影響審査室長（2015年12月当時は地球環境局国際連携課国際地球温暖化対策室長）

補助機関」(Subsidiary Body for Implementation (SBI) の二つの常設の補助機関が置かれている。


UNFCCC は、「大気中の温室効果ガス濃度を影響のないレベルで安定化させる」ことを目的とし、その達成のため「共通だが差異のある責任と能力」の原則 (Common But Differentiated Responsibility and Respective Capability。頭文字を取って「CBDR-RC」あるいは単に「CBDR (原則)」と呼ばれる) 等の原則や各国の責務などを定めている。その際、CBDR 原則等に基づき、条約を策定した当時世界の排出量の 6 割以上を占めていた先進国が率先して取り組むべきであるとの認識の下で、先進国 (当時の OECD 加盟国等) を条約の附属書 (附属書 I) に列記し、附属書 I の国とそうでない国 (非附属書 I 国) との間で、求められる責務や対応を書き分けている。

IPCC と UNFCCC は、組織上は直接の関係性はないものの、ともに気候変動問題に関する国連の下の組織及び条約であり、それぞれ科学と政策という異なるアプローチを取りながら密接に関連して活動してきた。1990 年の第 1 次報告書以来、IPCC がとりまとめる評価報告書が、UNFCCC における交渉を進展させる原動力となり、様々な成果に結びついてきた事実がそれを物語っている (表 1 参照)。

表 1. IPCC と UNFCCC の成果

年	気候変動に関する政府間パネル (IPCC)	国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)
1988	IPCC 設立	
1990	第 1 次統合評価報告書 (FAR) 	条約交渉開始
1992		UNFCCC 採択
1994		UNFCCC 発効
1995	第 2 次統合評価報告書 (SAR) 	第 1 回締約国会議 (COP1) 開催。「ベルリン・マンデート」合意 (京都議定書に向けた交渉開始)
1997		COP3 「京都議定書」採択
2001	第 3 次統合評価報告書 (TAR) 	COP7 「マラケシュ合意」(京都議定書の詳細ルールを決定)
2005		京都議定書発効
2007	第 4 次統合評価報告書 (AR4)  IPCC がノーベル平和賞を受賞	COP13 「バリ行動計画」(2013 年以降の全ての国の取組についての交渉開始等)

2009		COP15 コペンハーゲン文書
2010		COP16 カンクン合意 (2020 年までの目標と行動)
2011		COP17 ダーバン決定 (2020 年以降の新たな法的枠組み交渉開始)
2014	第 5 次統合評価報告書 (AR5)	COP21 「パリ協定」採択
2015		



(2) 京都議定書

UNFCCC はまさに「枠組み」を定めた条約であり、温室効果ガスの排出削減をはじめとする対策を進めるためには、温室効果ガス排出の削減・抑制に関する数量的な目標の設定などいっそう具体的な取り決めが必要であることが、条約の発効当初から認識されていた。このため、1995 年の第 1 回締約国会議 (COP1) において、「附属書 I 締約国の 2000 年以降の排出量目標等を内容として含む、新たな議定書又はそれに代わる法的文書に第 3 回締約国会議 (COP3) までに合意すべき」旨の決定 (「ベルリン・マンデート」) がなされた²。以降 2 年間の交渉を経て、1997 年 12 月に京都で開催された COP3 において京都議定書 (Kyoto Protocol) が採択された。

京都議定書は、2008 年から 2012 年までの 5 年間に、条約附属書 I 国全体で 1990 年比少なくとも 5% の温室効果ガス排出削減を目指し、各附属書 I 国に対して法的拘束力のある数値目標を設定した。また、排出量取引、共同実施 (JI) 及びクリーン開発メカニズム (CDM) という、各国間で協調して目標達成を図る仕組み (いわゆる「京都メカニズム」) を導入するなど、温室効果ガスの排出削減を具体化する初めての国際的な法的枠組みとして画期的な合意であった。

COP3 の合意以降、市場メカニズムの活用や森林吸収源に関する算定方法など京都議定書の実施の詳細に関する交渉が進められた。2001 年の COP7 (モロッコ・マラケシュ) における詳細ルール合意 (「マラケシュ合意」) の後、各国の締結が進み 2005 年に発効した。

(3) 「ポスト 2012」交渉とカンクン合意

京都議定書は、2008 年から 2012 年までの期間 (第一約束期間) の条約附属書 I 各国の目標を定めつつ、それ以降の目標については、遅くとも第一約束期間が終了する 7 年前 (すなわち 2005 年末) から検討を開始することとしていた (京都議定書第 3 条第 9 項)。このため、2005 年 12 月にモンテリオールで開催された第 1 回京都議定書締約国会議 (CMP1) において、2013 年以降の「第二約束期間」に関する議論を行うための京都議定書特別作業

² Decision 1/CP.1

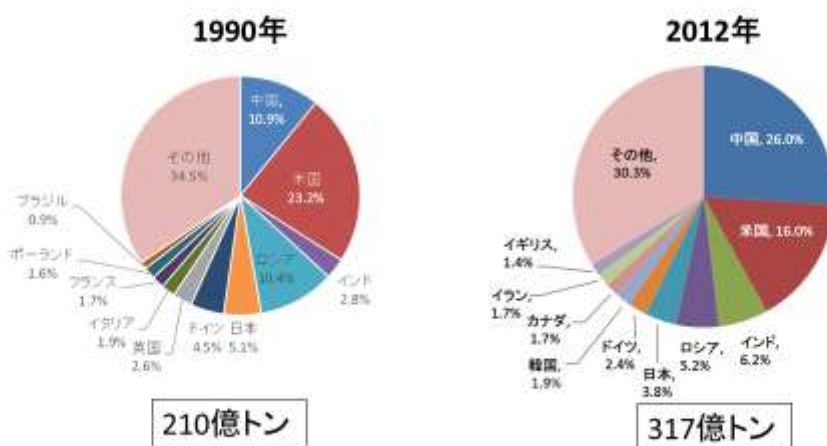
<http://unfccc.int/documentation/decisions/items/3597.php?id=3597#beg>

部会（Ad-Hoc Working Group on Kyoto Protocol（AWG-KP））の設置が決定された。

その間、COP3の合意当時には世界最大の排出国であった米国が、2001年にブッシュ政権（当時）の下で京都議定書への不参加を表明した。また、2000年代に入り中国、インドなど開発途上国（新興国）の排出量が急増した（図1参照）。こうしたことから、これら京都議定書の下で排出削減義務を負っていない主要国も含めた世界全体の対応を強化することが必要となった。このため、2007年にインドネシア・バリ島で開催されたCOP13において、条約の取組を強化するための合意を2009年COP15で得ること等を内容とする「バリ行動計画」（Bali Action Plan³）が策定され、その議論を行う場として、条約の下に「長期的な協力の行動に関する特別作業部会」（Ad-Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action（AWG-LCA））を新たに設置することが決定された。

図1. 世界各国のCO2排出量

- ◆ 1990年代は米国が世界最大の排出国で、先進国の排出が6割以上。
- ◆ 2000年代に入り、途上国（新興国）の排出が急増。現在は中国が最大の排出国となり、インドも世界第3位。
- ◆ 気候変動条約締約国196か国中、我が国は第5位の排出国（1990～2012年）。



バリ行動計画に基づき 2013年以降の新しい枠組みを取りまとめるべく、2009年のコペンハーゲン COP15では、米国オバマ大統領、中国温家宝首相をはじめ主要各国の首脳級による交渉が行われた結果、「コペンハーゲン文書」（Copenhagen Accord）が作成されたが、ボリビアなど一部の国の反対により全会一致での合意を見ることができず、コペンハーゲン

³ Decision 1/CP.13
<http://unfccc.int/documentation/decisions/items/3597.php?id=3597#beg>

ン文書は、それに合意する国名が冒頭に列記された上で COP 決定 (Decision 2/CP.15) の添付文書とされ、COP 決定本文には「コペンハーゲン文書に留意 (take note) する」との一文のみが記載される、という不完全燃焼で終わった⁴。

翌 2010 年にメキシコ・カンクンで開催された COP16 においては、改めて、2020 年に向けた全ての国の取組に関する合意が目指された。議長国メキシコの献身的な調整等もあり、コペンハーゲン文書を基としつつ、さらに詳細な形で 2020 年に向けた各国の対応をとりまとめた「カンクン合意」(Cancun Agreements) が採択された⁵。カンクン合意は条約、議定書、協定等の法的な拘束力を持たない COP 決定の形ではあったが、各国が 2020 年に向けた目標・行動 (先進国は国全体の排出削減目標、途上国は削減行動) を提出し、その実施状況について 2 年おきに報告し国際的に検証を受ける測定・報告・検証 (Measure, Report, Verification の頭文字を取って「MRV」と略される) の仕組みを規定したほか、開発途上国に対し先進国が 2020 年までに官民合わせて年間 1000 億ドルの支援を供与するとの資金目標や、新しい資金メカニズムとしての「緑の気候基金」(Green Climate Fund (GCF)) の設置、適応に関するカンクン適応枠組みなど、2020 年に向けて緩和 (排出削減)、適応、支援にまたがる広範な取組を定めたものであった。

コラム 1 : 条約、議定書の下の会議体

本文で述べたように、気候変動枠組条約には最高意思決定機関として締約国会議 (COP) が置かれている。さらに京都議定書にも締約国会議 (CMP) がある (正確には、条約 COP が京都議定書の締約国会議としての役割を果たす、と規定 (京都議定書第 13 条))。なお、後述されるが、パリ協定にも締約国会議 (CMA) があり、同様に COP がその役割を果たすと規定されている (パリ協定第 16 条)。

さらに条約第 9 条及び第 10 条の規定に基づき SBSTA 及び SBI の二つの条約補助機関が常設されている。これらは京都議定書及びパリ協定の補助機関としても機能している (京都議定書第 15 条、パリ協定第 18 条)。

この他に、COP 又は CMP の決定に基づき、暫定の補助機関として特別作業部会 (Ad-Hoc Working Group) を設置することができる。これまでに設置された特別作業部会は以下の 4 つである。

- ・ CMP の下で京都議定書第 2 約束期間を検討した AWG-KP (2006~2012)
- ・ COP の下で 2013 年以降のすべての国の協調的取組を検討した AWG-LCA (2008~2012)
- ・ COP の下でパリ協定の交渉を行った「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム

⁴ Decision 1/CP.15

<http://unfccc.int/documentation/decisions/items/3597.php?id=3597#beg>

⁵ Decision 1/CP.16

<http://unfccc.int/documentation/decisions/items/3597.php?id=3597#beg>

オーム特別作業部会 (ADP)」 (2012～2015)

- ・COP (CMA) の下でパリ協定の詳細ルールを検討する「パリ協定特別作業部会 (APA)」 (2016～)

COP は毎年の年末 (11～12 月) に 2 週間開催されており、2005 年以降は同時期に CMP も開催されている。SBSTA と SBI は、COP の開催期間中及びその半年前 (5～6 月) の年 2 回の開催が常態化している。

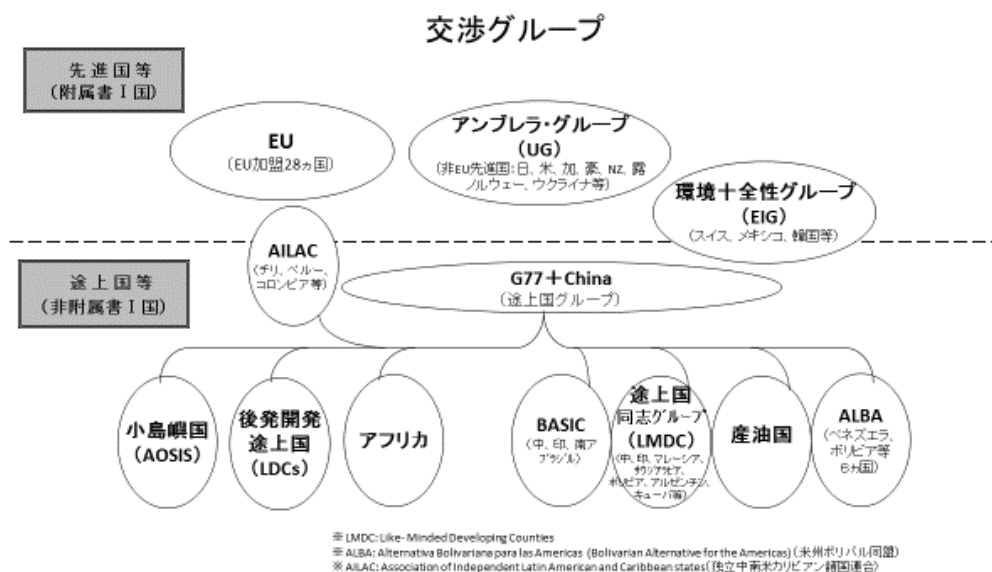
特別作業部会は、これら COP 及び補助機関会合の開催期間中に併せて開催されるとともに、それ以外の時期にも開催されることがある。すなわち、年末の COP 開催期間中には、COP、CMP、SBSTA、SBI、特別作業部会と複数の会議が並行して開催されていることになる。

毎年の締約国会議(条約締約国会議 COP、京都議定書の締約国会議)では、その会議の成果としての決定 (Decision) や決議 (Resolution) を採択する。議論される内容によって様々ではあるが、一般には、補助機関会合や特別作業部会で議論された内容が COP ないし CMP に決定案として報告され、最終的に COP や CMP の決定として採択される、というパターンが多い。

COP 決定には、基本的に条約、議定書や協定のような法的な拘束性はないが、COP 参加国間の合意であるため、その決定の内容や表現を巡って COP、CMP のみならずその案を検討する補助機関会合や特別作業部会会合の段階から厳しい議論・交渉が展開されることが常であり、そうした交渉を経て合意された COP/CMP 決定については、各国はその内容を尊重し、適切に対応することが期待される。

コラム2：交渉グループ

国際交渉に当たっては、各国はそれぞれの国情等に応じた意見を持って臨むこととなるが、その際、交渉を少しでも有利に進めるため、同様の考えを有する他国と交渉グループを形成し、意見の調整や交渉戦略の相談をしながら、連携して交渉に当たることが多い。パリ協定の交渉が行われた2011～2015年における主要な交渉グループを下図に示す。



先進国（条約附属書 I 締約国等）の中には、①EU28 各国、②EU 以外の主要先進国から成る「アンブレラ・グループ」、③スイスや、条約上は附属書 I 締約国ではないが事実上先進国と言える韓国、メキシコも参加する環境十全性グループ（Environmental Integrity Group）がある。

一方、開発途上国は、まず、条約非附属書 I 国全体としての「G77+中国グループ」があるが、それ以外に多種多様なグループが形成されている。小島嶼国グループ（AOSIS）、アフリカグループなど地域性により形成されるグループもあれば、主要新興国である中国、インド、ブラジル、南アフリカの4 各国（各国の頭文字を取って BASIC と呼称）、さらには中国、インド等を中心に考えが近い国々が集まって形成される途上国同志グループ（Like-Minded Developing Countries。略して LMDC と呼称）等がある。南米は、チリ、ペルー、コロンビアなど比較的發展が進んだ国々が中南米カリビアン諸国連合（AILAC）を結成する一方、反資本主義的な国家体制を有するベネズエラ、ボリビア等6 各国からなる米州ボリバル同盟（ALBA）があり、両者の主張は大きく異なっている。

交渉グループは基本的に各国が任意に結成・参加するものであり、各国はいずれか一つのグループに属さなければならないといったルールはない。実際、開発途上国の中には複数のグループに属する国も多い。LMDC は、交渉 이슈毎に賛同する国々が変わるため、発言や文書による意見表明の際、その都度その趣旨に賛同する国名を読み上げたり、

意見書に明記している。

パリ協定に向けた交渉の中で特に顕著であったこととして、開発途上国の各グループ間の考えの相違が鮮明となったことが挙げられる。バリ行動計画からコペンハーゲン文書／カンクン合意に至る交渉や、京都議定書に関する交渉（第一約束期間のルール交渉、第二約束期間に関する交渉）など、以前の過去の交渉では、開発途上国は G77+中国グループとして意見調整の上、一致して同じ主張をすることが多かったが、COP17以降の交渉では、G77+中国グループの調整に長大な時間を要したり、最終的に方針の統一を行わずに各グループがそれぞれ異なる主張をすることが多くなった。また、かつては強力な結束を誇り開発途上国グループのリーダー的な役割を担っていた BASIC が、4カ国間（特に中・印とブラジル・南アフリカ）の方針の相違により、BASIC としての強い主張をしなくなった。それと入れ替わるように LMDC が結成され、中・印を中心として「いわゆる開発途上国的な」主張を展開するグループとして発言力を増していくなど、交渉グループの変遷の中にも変化が見られている。

2. パリ協定に向けた交渉開始の合意（2011）

2011 年末に南アフリカ・ダーバンで開催された COP17 では、カンクン合意採択の翌年、かつ京都議定書第一約束期間が終了する 2012 年末まで残すところ 1 年、という状況の中で、以下の三点が大きな論点となった。

①カンクン合意の実施

カンクン合意に基づき、全ての主要国が自ら提出した 2020 年に向けた排出削減のための目標又は行動を実施し、国際的な MRV(測定・報告・検証)によりその透明性、実効性を担保していくことが重要である。そのためにも、国際的な MRV の進め方や、緑の気候基金（GCF）をはじめカンクン合意に定められた各種の仕組みを実行に移すための手続き等を早急に定めていく必要があった。この問題は AWG-LCA 及び補助機関会合（SBSTA、SBI）の下で議論された。「カンクン合意の実施」の重要性は大半の国が認めていたが、具体的な中身の議論において各国の意見は様々であり、それぞれのテーマごとに厳しい交渉が進められた。

②京都議定書第二約束期間

AWG-KP 及びその上の CMP(京都議定書締約国会合)において議論された 2013 年以降の京都議定書第二約束期間の設定に関して、開発途上国は、引き続き先進国の削減義務の強化・継続を強く主張した。これに対する先進国の対応は大きく三つに分かれた。EU は、下記③の「全ての主要国が参加する将来枠組み」に向けた明確な道筋（ロードマップ）に合意

すること等を条件に、第二約束期間に参加する用意があることを表明した。日本、カナダ、ロシアは、一部の先進国のみが削減義務を負う京都議定書による対応には限界があるとして、第二約束期間に参加しないとの立場を取った。もともと京都議定書を批准していない米国は、この議論には関与しなかった。

③将来の新しい枠組み

カンクン合意はすべての国の参加を謳っているが法的拘束力のある枠組みではない。また、世界の温室効果ガス排出の現状及び将来見通しを踏まえれば、一部の先進国のみが削減義務を負う京都議定書による対応には限界がある。このため、中国、インドなどの新興途上国や、京都議定書に参加していない米国を含む全ての主要国が参加する、新しい法的拘束力のある枠組みを構築することが必要と考えられる。COP17で一足飛びにこうした新しい法的枠組みに合意することは不可能な状況であったが、EU、日本等先進国は、この会合で将来枠組みに向けた明確な道筋に合意すべきであると主張した。

COP17では、これらの課題いずれも議論は難航した。会合前半の事務方による調整はどうか、第2週目に入って閣僚級の議論になっても各グループの間の歩み寄りは見られず、途中何度も会合の成功が危ぶまれた。しかし、会合予定を超過した12月10日(土)の夜から開催された一連の全体会合において、議場中央で主要国の大臣同士が直接議論する「ハドル」交渉の結果、最終的にはこれらの課題すべてについて合意を得ることができた。①については、カンクン合意の実施に関するCOP17決定(Decision 2/CP.17)を採択しつつ、一部の作業が翌COP18に送られることとなり、AWG-LCAはもう1年作業を延長することとなった。②については、京都議定書第二約束期間の設定に向けた合意が採択され、AWG-KPは第二約束期間に参加する先進国の削減目標の設定を翌COP18で行った上でその作業を終えることとされた。

本稿に最も関係の深い③については、「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会の設置」と題するCOP17決定(Decision 1/CP.17)により、「ダーバン・プラットフォーム特別作業部会」(ADP)を新たに設置し、可能な限り早く、遅くとも2015年中に作業を終えて、「議定書、法的文書又は法的効力を有する合意成果」を2020年から発効させ、実施に移す、との道筋に合意した。この新しい作業部会は、2012年前半に作業計画を作成し、作業の進展状況をCOPに報告することとされた。また、2020年までの排出削減の野心レベルの向上に関する作業も、この作業部会の中で併せて進めることとした。

このCOP17決定は、1ページ強という非常に短い文書ながら、新しい枠組みの採択に向けた交渉を開始することのみならず、4年後に採択されることとなる「パリ協定」の基本的性格を規定している点で意味のある合意である。すなわち、新しい枠組みは「2020年から発効・実施させる」ものであり、「条約の下で」(under the Convention)、「全ての国に適用される」(applicable to all)、「議定書、法的文書又は法的効力を有する合意成果」(a protocol,

another legal instrument or an agreed outcome with legal force) であるとした（詳細はコラム3参照）。また、新たな作業部会の作業の範囲には、緩和（排出削減）、適応、資金、技術、行動の透明性、能力向上を含むとしており、新枠組みがこうした要素を包括的に取り扱うものとなることについても暗に示されている。

コラム3：ダーバン決定における新枠組みの規定ぶり

ダーバン決定では、2015年までに合意する新しい枠組みについて以下の通り規定した。

a protocol, another legal instrument or an agreed outcome with legal force under the Convention applicable to all Parties

「条約の下で、全ての締約国に適用される、議定書、法的文書又は法的効力を有する合意成果」

英語の前段部分「議定書、法的文書又は法的効力を有する合意成果」について、その原型となった表現が過去のCOP決定にある。

- ①1995年のCOP1において、法的文書（京都議定書）に向けた交渉を開始することを決定した「ベルリン・マンデート」における「議定書又はその他の法的文書」(a protocol or another legal instrument) との表現。
- ②2007年COP13の「バリ行動計画」で、後のコペンハーゲン合意（さらにはカンクン合意に至る）を示した「合意成果」(an agreed outcome) との表現。

①は、目指す枠組みが法的な拘束力を有するものであることが明確である。実際に、京都議定書は第1のオプション（Protocol）として採択された。一方②は、目指す成果の法的拘束性の有無が明確ではなく、実際に、コペンハーゲン文書及びカンクン合意は法的拘束力を有しないCOP決定として作成・合意された。

ダーバン決定では、これら二つの前例を組み合わせることで三つの形式を提示しつつ、第三のオプションについては、バリ行動計画の an agreed outcome に with legal force(法的効力を有する)との形容を加えることで、新たな枠組みは何らかの法的な拘束力を有するものであることを明確にしたものである。

また、英語後段の「条約の下で、すべての国に適用される」との文言について、我が国を含む先進国はこぞって画期的な成果であると評価した。何故なら、それまでの気候変動交渉において常に開発途上国側から主張されていた「共通だが差異のある責任と能力」(CBDR)の原則や、衡平性(equity)といった常套句が一切含まれない形で「すべての国に適用される枠組み」と規定することができたからである。（このフレーズのみならず、前文も含めたCOP17決定1全体に、CBDRやEquityの語は一切出てこない。）

一方、こうした先進国側の解釈に対して、開発途上国の交渉官は次のような主張をした。ダーバン決定には確かにCBDR等の表現は出てこないが、はっきりと「条約の下で」

(under the Convention) と書かれている。条約には CBDR 等の原則が明記してあるのだから、引き続き新たな枠組みはこうした条約の原則に沿って策定されるものである。

どちらの主張にも一理ある。合意をまとめる上では、しばしばこのような同床異夢が生じる（あえて同床異夢となる曖昧な表現を用いて合意を得る）ことがあるが、その最たる例である。

いずれにしても、この曖昧なダーバン決定を受けて、「条約の下で、すべての国に適用される」パリ協定の策定交渉の中では、各国間の差異化のあり方が、ほぼすべての要素にまたがる大きな横断的論点として最後まで残ることとなった。

3. ADP の設置 (2012)

ダーバン決定から約半年後、2012年5月にボンで開催された補助機関会合の機会に第1回目のADP会合が開かれた。COP議長である南アフリカ⁶の交渉官が暫定議長を務め、まず議題の採択及び議長等の選出を行った。議題の採択では、一部の途上国から昨年のCOP17で合意した内容を再交渉しようとする動きも出て、議論が紛糾した。

議長等の選出についても、3人の立候補者の間で調整が難航したが、最終的には、COP18で承認されることを条件として、今後4年間の役員の構成及び、2012年の共同議長をインドのマウスカル氏（インド環境森林省特別次官）とノルウェーのドブランド氏（元AWG-KP議長）が務めることが決定された（表2参照）。

表2. ADP 役員の構成案（ADP1 会合報告⁷より抜粋。一部記載を変更）

期間	非附属書 I 国の共同議長	附属書 I 国の共同議長	書記
2013年6月ボン（SB会合）まで	マウスカル氏（アジア太平洋地域）【インド】	ドブランド氏（西欧その他地域）【ノルウェー】	シャマノフ氏（中東欧地域）【ロシア】
2013年（6月ボンから COP まで）	クマルシン氏（ラテンアメリカグループ）【トリニダード・トバゴ】	附属書 I 国	非附属書 I 国
2014年	クマルシン氏（同上）	附属書 I 国	附属書 I 国
2015年	アフリカ地域	附属書 I 国	非附属書 I 国

この役員構成のポイントは、先進国、途上国各1名の2名の議長による共同議長制を採

⁶ COP 議長の任期は、その COP 冒頭開会式で議長として任命されてから、翌年の COP で次の COP 議長が承認されるまでである。このため、2012年5月当時は前年末の COP17 議長を務めた南アフリカが引き続き議長国であった。

⁷ FCCC/ADP/2012/2

http://unfccc.int/documentation/documents/advanced_search/items/6911.php?preref=60006993

用したことである。ADP より前に設置されていた二つの特別作業部会 (AWG-KP 及び AWG-LCA) では、先進国、途上国各 1 名で議長団を構成する点は同じだが、それぞれが「議長」「副議長」となり、1 年ごとに交代する形であった。結果、先進国の議長に対して途上国が反発したり、その逆となることもあり、円滑な議事進行が妨げられるという問題が生じていた。ADP ではこうした他の作業部会の反省も踏まえて、先進国・途上国の二人の議長が相談しながら共同で議事進行を務めることにより、議論を円満かつ慎重に進められるよう注意が払われた。

2012 年 11 月末から 12 月にカタール・ドーハで開催された COP18 及び CMP8 では、三つの作業部会それぞれについて

- ① 新たな国際枠組みの構築等に向けた ADP の作業に関する COP18 決定
- ② 京都議定書改正とそれに伴う AWG-KP の終了に関する CMP 決定
- ③ カンクン合意の実施に関する詳細な規定及びそれに伴う AWG-LCA の終了に関する COP18 決定

という三つの成果があった（これらの成果をまとめて「ドーハ気候ゲートウェイ」(Doha Climate Gateway) と総称された)。この結果、三つの作業部会が並行して走る複雑な体制から、ADP のみが残ることとなり、いよいよ 2015 年合意に向けた議論に専念する環境が整った。

ADP に関しては、上述した役員構成案を正式に決定するとともに、2013 年には ADP を 2 回開催しつつ追加会合の可能性を検討すること、2013 年は 2 つのワークストリーム（「2020 年以降の将来枠組み」及び「2020 年までの緩和の野心向上」）において、各国から提出される意見を基にラウンドテーブルやワークショップを開催し、より焦点を絞った実質的な議論に移行すること等が決定された。また、2015 年 5 月までに新しい合意の交渉テキストを準備することを目指して、2014 年末の COP20 に向けて交渉テキストの要素について検討を進めることが決定され、来年以降の交渉の段取りが明らかになった。

4. ADP における交渉の進展 (2013~2014)

(1) ADP の進め方

表 3 には、2011 年 COP17 から 2015 年 COP21 までの交渉会合の開催日程・場所及び主な成果を一覧にまとめている。ADP は、設置された 2012 年に 3 回（うち 1 回は非公式会合）開催された後、2013 年から 2015 年の間に 12 回、計 15 回開催された。

2013 年以降、毎回の ADP 会合は、会合終了時に閉会の手続きを取らず、中断 (Suspend) することにより、「ADP 第 2 回会合第 X セッション」(ADP2-X と表す) という形で継続して開催された。つまり ADP は、2013 年 4 月から 2015 年 12 月まで、12 回にわたって断続的に「第 2 回会合」を開催したことになる。これは、会合をいったん閉会してしまうと、次の会合を開催する際に議題の採択などの手続きを改めて行わなければならない、議題の採択

で議論が紛糾（いわゆる「アジェンダ・ファイト」）し議論の時間が浪費されることを避けるための方策であった。

また、一連の ADP セッションでは、各回の ADP セッションにおける議論の結果を共同議長が、その責任において文書（公式な性格を持たせないよう「ノン・ペーパー」と呼ばれた）にとりまとめ、それに対して各国・グループが意見提出することで議論を徐々に深めていくこと、さらに、各セッションの前には、共同議長が会合のねらいや議論の進め方等に関する考えを文書（「シナリオ・ノート」と呼ばれた）で示し、それに対する各国の意見をよく聞くこと（具体的には、各セッションの前に共同議長が各交渉グループと面談し意見を聞くとともに、その意見を踏まえて会合の進め方も柔軟に変更する）といった進め方が取られた。こうした周到な会合の進め方は共同議長が代わっても変わることなく、2015 年の ADP 終了まで続けられた。

表3. COP17 ダーバン以降 COP21 パリまでの交渉会合

会合日程	場所	会 合			ADP 共同議長	主な成果
		COP	補助機関	作業部会		
2011 年 11/28～12/9	南アフリカ・ ダーバン	COP17 CMP7	SBI35 SBSTA35			2020 年以降の新たな法的枠組みを 2015 年までに採択することに合意
2012 年						
5/14～28	ドイツ・ ボン		SBI36 SBSTA36	ADP1 AWG-LCA15 AWG-KP17	マウスカル(インド) ／ドブランド(ノル ウェー)	ADP の議題、役員構成に暫定合意
8/30～9/5	タイ・ バンコク			ADP 1 非公式 LCA15 非公式 KP17 非公式		新枠組みについて意見交換(ラウンド・テーブル)
11/26～12/6	カタール・ド ーハ	COP18 CMP8	SBI37 SBSTA37	ADP1-2 LCA 15-2 KP 17-2		「ドーハ気候ゲートウェイ」 ・ADP の役員構成・作業計画を決定 ・改正京都議定書の採択／AWG-LCA、AWG-KP 終了
2013 年						
4/29～5/3	ドイツ・ ボン			ADP2	マウスカル(インド) ／ドブランド(ノル ウェー)	「ワークショップ」「ラウンドテーブル」形式での議論
6/3～14	ドイツ・ ボン		SBI38 SBSTA38	ADP2-2		〃
11/11～22	ポーランド・ ワルシャワ	COP19 CMP9	SBI39 SBSTA39	ADP2-3	クマルシン(トリニダード・トバゴ) ／ルンゲ メツカー(EU)	「各国が約束草案(INDC)を COP21 に十分先立って提出すること」の合意 気候変動による損失と被害(ロス&ダメージ)に関するワ

					ルシャワ国際メカニズムの設置
2014年					
3/10～14	ドイツ・ボン			ADP2-4	クマルシン (トリニダード・トバゴ) / ルンゲ
6/4～15	ドイツ・ボン		SBI40 SBSTA40	ADP2-5	メツカー (EU)
10/20～25	ドイツ・ボン			ADP2-6	
12/1～12	ペルー・リマ	COP20 CMP10	SBI41 SBSTA41	ADP2-7	「気候行動のためのリマ声明」 ・ INDC に含めるべき情報等に合意
2015年					
2/8～13	スイス・ジュネーブ			ADP2-8	ジョグラフィ (アルジェリア) / リーフシユナイダー (米国)
6/1～11	ドイツ・ボン		SBI42 SBSTA42	ADP2-9	新枠組みの交渉テキスト (ジュネーブ・テキスト) 作成 テキスト交渉
8/31～9/4	ドイツ・ボン			ADP2-10	テキスト交渉
10/19～23	ドイツ・ボン			ADP2-11	テキスト交渉
11/30～12/11	フランス・パリ	COP21 CMP11	SBI43 SBSTA43	ADP2-12	「パリ協定」採択

出典：UNFCCC Recent Sessions <http://unfccc.int/meetings/items/6240.php> を基に加筆作成。

注：会合日程は、予定として発表された公式日程による。特に COP について、実際の終了日はこれに一致しない。

(2) 約束草案 (INDC)

まず、交渉の初期の段階では、各国の置かれている社会的・経済的な状況が異なる中で、「すべての国に適用される」枠組みをいかに構築するのか、という根本的な課題があった。COP18の決定に従い、2013年のADPでは、「2020年枠組みのビジョン」及び「2020年までの緩和の野心向上」の2つのワークストリームの下、①具体的なテーマを設定し有識者や国際機関からのプレゼンテーションに続いて各国交渉官も加わったパネルディスカッションで構成される「ワークショップ」及び、②ワークショップでの議論を受ける形で、2つのワークストリームについて各国交渉官が意見交換を行う「ラウンドテーブル」の2つの形式で、「自由かつ忌憚りの無い」意見交換を慎重に進めていった。

そうした中で、全ての国が参加するとともに、共通だが差異ある責任 (CBDR) や衡平性といった条約の原則に基づく枠組みを構築するためには、各国の事情に応じた各国の努力を基本としていく必要があることが共有されていった。具体的には、「各国の目標はまず各国が自ら定め、それを国際社会に示す」方式が有効であるとの認識が徐々に共有され、2013年11月ポーランド・ワルシャワで開催された COP19 において、すべての国に対し、各国が自主的に決定する貢献 (Intended Nationally Determined Contribution (INDC)。いわゆる「約束草案」) のための国内準備を開始又は強化し、2015年 COP21 に十分先立って (準備ができる国は2015年第1四半期までに) INDC を示すことを招請することを決定した。また、INDC を示す際に各国が提供すべき情報を翌年の COP20 で特定することとした。

INDC は、他者から目標を押しつけられるような形の枠組みに途上国を含むすべての国が合意することは困難であるという現実を踏まえたものであるとともに、各国が自ら目標を定めることで各国の実情を反映した取組が可能となり、その結果「共通だが差異のある責任」原則が自ずと実現されるとの考え (自己差異化 Self-differentiation) が背景にあった。特に、こうした考えを最初に提案した米国をはじめ先進国としては、こうした自己差異化により、気候変動枠組条約や京都議定書に見られる、先進国、途上国を明確に規定し両者の対応の違いを設ける「二分論的アプローチ」を変えることができる、との期待が込められた。

さらに、ADP の下ではないが、2015年合意の議論に影響を及ぼすこととなる重要な成果として、気候変動の悪影響に関する損失・被害 (ロス&ダメージ) に関する「ワルシャワ国際メカニズム」の設立に関する決定に合意した。具体的には、COP22 で見直すことを条件として、カンクン合意における適応に関する合意 (「カンクン適応枠組み」) の下でロス&ダメージに関するベスト・プラクティス等の知見の共有、国連を含む条約内外の関係機関との連携、資金・技術・能力構築含む活動と支援の強化の検討を進めるワルシャワ国際メカニズムを設立することとし、条約下の既存組織の代表により構成される同メカニズムの執行委員会を立ち上げ、同メカニズム実施のための2カ年作業計画の策定や執行委員会の構成及び手続きを翌年 COP20 で定めること等を決定した。

翌2014年12月ペルー・リマで開催された COP20 においては、INDC の内容が最大の論点となった。排出削減目標など緩和に関する目標が各国の INDC (の中心) であるべきと考える先進

国と、緩和のみならず適応や支援に関する目標も INDC に含めるべきで、INDC に求める内容は先進国と途上国で異なるものとすべきであるとする開発途上国との間で激しい議論が展開された。最終的に、「気候行動のためのリマ声明」(Lima Call for Climate Action) と題する COP 決定 (Decision 1/CP20)⁸において、約束草案は緩和(温室効果ガスの排出の削減・抑制等)に関するものであること、加えて、各国は適応(気候変動の温暖化の影響への対応)についても約束草案に含めるよう検討できることが確認されるとともに、約束草案を提出する際に含めるべき情報について合意された。

この INDC に基づくアプローチは、新しい枠組みへの多くの国の参加を可能とする反面、それによる実効性、すなわち世界の温室効果ガス排出削減の効果については課題が残る。国際交渉の中では、2010 年の「カンクン合意」などにおいて、いわゆる 2℃目標(産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃未満に抑えるとの目標)が認識されてきたが、各国がそれぞれの事情を踏まえて作成した目標の足し合わせで、こうした気候変動に対処するために必要な削減量が確保できるのかという懸念である。COP20 では、各国が提出した目標を他国に説明し、その削減努力の妥当性等について互いの理解を深めることを目的とした事前協議プロセス(ex-ante consultation)の導入が議論されたが、中国など一部の途上国の反対により合意に至らなかった。その代わりに、各国の約束草案が前進を示すこと、また各国は約束草案の明確性、透明性、理解を促進するよう十分事前に提出し、各国の提出した約束草案を条約事務局がウェブサイトに掲載するとともに、2015 年 10 月 1 日までに各国から提出された約束草案を対象として、その総計された効果を条約事務局が分析し 11 月 1 日までに報告書を作成することとなった。

さらに、新たな枠組みの内容については、共同議長から提示された、緩和、適応、資金、技術開発・移転、行動と支援の透明性、キャパシティ・ビルディングの各要素について、各国の主張を俯瞰できる文書(ノンペーパー)を踏まえて議論され、ノンペーパーを更新した「新たな枠組みの交渉テキスト案の要素」を COP 決定の別添とし、これについて更なる検討を行っていくこととされた。

5. 各国の INDC と「交渉テキスト」に関する交渉 (2015)

交渉の最終年となる 2015 年は、各国内及び国際交渉のそれぞれで、大きく二つの作業が求められた。すなわち、各国においては、自らの INDC を決定し、COP19 の決定に従って「COP21 に十分先立って(準備ができる国は 2015 年第 1 四半期までに)」条約事務局に提出する作業、国際交渉においては、2015 年合意の交渉テキストを作成し、最終合意に向けて条文交渉を進めていく作業である。

(1) 各国の INDC

2015 年 2 月末のスイスを皮切りに、徐々に各国がそれぞれの INDC を示した。我が国も 7 月 17 日に地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 26%削減(2005 年度比 25.4%削減)する「日本の約束草案」を決定し、条約事務局に提出した。COP21

⁸ <http://unfccc.int/documentation/decisions/items/3597.php?id=3597#beg>

開催前の11月初めには、世界の4分の3以上に当たる約150の国・地域（エネルギー起源CO2排出量で見ると世界全体の約87%に相当）がINDCを提出した。

これらINDCによる削減効果に関して、COP20決定に基づき、条約事務局が作成した報告書が2015年10月31日に公表され、以下の点が指摘された。

- ① 提出されたINDCにより、2010～2030年の排出量の増加率はその前の20年間と比べ3割前後（10～57%）低減される。また、約束草案がない場合と比べ2030年に約36億トンの削減効果がある。
- ② 2025年及び2030年の排出量は、2℃目標を最小コストで達成するシナリオの排出量からそれぞれ87億トン、151億トン超過しており、同シナリオの経路に乗っていない。（ただし、今世紀末の予測気温は、2030年以降の社会経済要因等にも依存するため、本報告書では評価していない。）
- ③ 2030年以降の一層の削減努力により2℃目標の達成の可能性は残っている。その場合は2030～2050年に年平均約3.3%の削減が必要である。これは2℃目標達成シナリオと比べ2倍の削減率に相当する。2030年以降に2℃目標に向けた必要な対策を取る場合は、相当多額のコストを要することとなる。

（2）「交渉テキスト」交渉

気候変動枠組条約では、締約国会議が議定書を採択することができる旨を規定しつつ、採択するCOPの少なくとも6ヶ月前にその議定書の案を条約事務局が各国に通報することとされている（条約第17条第2項）。条約の下で法的な効力を有する合意である2015年合意についても、この規定に基づき、COP21の6ヶ月前となる2015年5月までに新しい合意の交渉テキストを準備することを目指すことが2013年のCOP18等のCOP決定で確認されていた。

2015年の最初のADP会合となったADP2-8セッションが2月にジュネーブで開催され、COP20決定に基づき、同決定に附属された「新たな枠組みの交渉テキスト案の要素」を基に2015年合意の条文やその要素に関する議論が行われ、各国の提案を盛り込んだ交渉テキスト（いわゆる「ジュネーブ・テキスト」⁹）が作成された。

ジュネーブ・テキストは、A：前文、B：定義、C：総則／目的、D：緩和、E：適応及びロス&ダメージ、F：資金、G：技術開発・移転、H：キャパシティ・ビルディング、I：行動と支援の透明性、J：目標の周期及びプロセス／実施と野心に関するその他事項、K：実施の促進及び遵守、L：手続・組織事項及び附属書という各項目からなり、224のパラグラフのほとんどについて複数の案（オプション）が示された長大な文書となっていた（全90ページ）。全体の構造としては、最終的に合意されるパリ協定の条文構成がうかがえるものの、各オプションの中には重複する内容も多く、最終的な合意文書を目指して似た内容のオプションは一つにまとめるなど、テキストの案を整理し絞り込んでいく作業（ストリームライン）が必要であった。その後、6月（2週間）、8月末～9月（1週間）、10月（1週間）と3回のADPセッションが開催され、一貫してテキスト案のストリームライン作業が進められた。しかし、複数案を一つにまとめようとする各案を

⁹ <http://unfccc.int/resource/docs/2015/adp2/eng/01.pdf>

支持する国から反対が起きて議論が収束しなかったり、複数案を折衷する文言をひねり出したものの全体の賛同が得られずにかえって案が増えてしまう、といったことの繰り返しで、結果としてテキストは一部整理されたものの抜本的な短縮化は思うように進まず、年末の COP21 を迎えることとなった。

その議論は、大きくは「先進国」と「途上国」の間で主張が対立する構図だったが、開発途上国の中でも、新興国、小島嶼国、後発開発途上国（LDC）やアフリカ諸国など様々な交渉グループの間で意見が多様化した結果、交渉はいっそう複雑なものとなった。気候変動による影響が顕在化してくる中で、緩和（排出削減）だけでなく適応の問題が多く途上国にとっての懸案となり、さらにはすべての国の参加を確保するための支援のあり方など、論点が多様化したこともかつての京都議定書等の交渉との違いであった。具体的には、以下のような論点があった。

- ① 差異化：新たな法的合意のあらゆる要素（目的、緩和、適応、支援、透明性など）に関して、各国の対応の違いを設けるか否か、設ける場合どのように規定するのか、という課題である。一般に、開発途上国は、条約や京都議定書と同様「先進国」「途上国」の違いを明確にすることを求め、対して先進国は、こうした二分論的な差異をできるだけ設けない「すべての国に適用される」枠組みを追求した。
- ② 緩和（排出削減）：各国が提出する排出削減目標（緩和に関する約束草案）が新たな枠組みのベースとなることには一定の共通認識があったが、その目標に関する義務のあり方やその法的拘束力、遵守規定のあり方が論点となった。さらには、上述した通り、各国の約束草案を足し合わせても 2℃目標達成には十分でないことが認識される中で、各国の目標の野心（ambition）をいかに向上させていくか、そのための仕組みづくりが論点となった。
- ③ 適応：新たな枠組みは、緩和だけでなく適応についての取組を強化するものであるべき、との認識は共有されていたが、その具体的な内容、特に、適応に関する世界全体の目標の設定の必要性やその内容、各国の取組（義務）の内容、気候変動の影響に特に脆弱な途上国における支援の必要性とその内容などが論点になった。また、特に気候変動の悪影響に脆弱な小島嶼国、LDC 等の途上国は、気候変動により生じた損失と損害（ロス&ダメージ）への対処に関する規定を法的合意の中に位置づけることを強く主張し、政治的な論点となった。
- ④ 支援：開発途上国の緩和及び適応の取組を進めるための支援のあり方が、「資金」「技術開発・移転」「能力開発（キャパシティ・ビルディング）」の三つの要素（これらをまとめて「実施の手段」**means of implementation** と呼ばれた）について議論された。特に、資金について、条約に規定されている「先進国が途上国を支援する義務」を新たな枠組みにおいてどのように位置づけるのか、また、先進国による資金支援の定量的な目標設定などが政治的な論点となった。
- ⑤ 透明性：各国が自ら目標を定めて取り組んでいく仕組みの実効性を担保するためにも、各国が取組状況を国際的に報告し、検証していく「透明性」の仕組みが重要であるとの認識は共有されていた。条約、京都議定書やカンクン合意の下でもこうした報告と検証の仕組みは存在し、その中では先進国と途上国の対応に明確な差異が設けられていたが、新しい枠組みの下でどのような透明性の仕組みをルール化していくのかが議論となった。
- ⑥ 市場メカニズム：緩和（排出削減）に関する議論から派生した論点として、我が国が推進する

二国間クレジット制度（JCM）を含む市場メカニズムを新たな枠組みにおける目標達成に活用しうるかどうか、また活用する際の仕組みづくりが論点となった。

6. パリ COP21 における交渉の経緯

各国が提出する INDC は COP21 における合意の前提、基盤となるものであり、COP21 開始前に世界の多くの国が約束草案を提出していたことは COP21 の成功に向けて前向きな要素であった。また、世界の二大排出国である米中の首脳が 2014 年 11 月、2015 年 9 月の 2 回にわたり共同声明を発表し、パリでの合意に向けた決意と協力を確認するなど、COP21 での合意に向けた政治的な機運が醸成されていたことも好材料と考えられていた。しかし、上述したように多くの論点で各国間の意見が対立する状況は変わらず、COP21 における合意採択は困難を極めることとなった。

まず、COP21 初日の 11 月 30 日（月）には首脳級セッションが開催された。21 年間の COP の歴史の中で、閣僚（大臣）級より格上の首脳級会合が開催されたのは 2009 年コペンハーゲンでの COP15 に続き 2 回目であり、会合初日に首脳が集められるのは初めてのことであった。約 2 週間前にパリ及びその周辺で起きたテロ事件を踏まえた厳戒警備態勢の中、安倍総理を含む約 140 か国の首脳が一堂に会し、新たな枠組み合意に向けた結束の意志を示したことは、交渉の成功を強く後押しした。

当初の予定を変更し前日の 11 月 29 日夕方から開会された ADP2-12 セッションでも、こうした機運が後押しとなって、各論点に分かれたスピノフ・グループ等の場で事務方の交渉が続けられた。1 週間にわたる協議の後、12 月 5 日（土）に法的合意及び COP 決定の案、さらにそれに対する各国のコメントを束ねた成果文書案（Draft Paris Outcome）を COP における閣僚級の議論に送ることを確認し、ADP 会合は閉幕した。この文書案は、最終合意案の条文構成の中で、各国の様々な意見のオプションを一定程度絞り込んでいたものの、なお多くのオプションの形が残った上にその案に対する各国の意見が添付され、最終的な合意文書にするためには更に多くの議論が必要な内容であった。

通常、会合の予定を入れずに休養日とされる会合中盤の 12 月 6 日（日）、議長を務めるファビウス仏外務大臣の呼びかけによって、非公式な閣僚級会合が開催され、「支援」「差異化」「野心」「2020 年までの行動の促進」をテーマとした意見交換を行った。前夜に現地入りした丸川環境大臣も早速この議論に参加した。

その後、第 2 週の交渉は、①ファビウス議長が議長を務め、閣僚級が参加する全ての国に開かれた会合（「パリ委員会」Committee of Paris と命名）、②閣僚級によるテーマごとの非公式協議（テーマごとに議論の進行役（ファシリテーター）として各国の閣僚を指名）により進められた。

12 月 9 日（水）の 15:00 に第 3 回目のパリ委員会が開催され、そこでファビウス議長より成果文書の議長案第 1 版（Draft Paris Outcome Version 1）が示された。同日 20:00 より開催された第 4 回パリ委員会で、この案に対して各国が意見を述べた後、同日深夜（10 日午前 0 時）から「インダバ（Indaba）形式」での協議が行われた。インダバとは、アフリカのズールー族の言葉で「村の集会」を意味する。南アフリカ・ダーバンでの COP17 で行われた議論の形式で、各国の

代表者（閣僚）が、互いに向かい合う形（「ロの字」型）で議論を行うものである。同日のインダバでは、「差異化」「野心」「資金」がテーマとなり、平行して「ロス&ダメージ」「協力的アプローチ及び市場メカニズム」「森林」「前文」に関する非公式協議も別室で行われた。

こうした議論の結果を踏まえて、翌12月10日（木）21:00に開催された第5回パリ委員会において、議長提案の第2版（Draft Paris Outcome Version 2）が発表された。この版は、第1版で多く残っていたオプションを大幅に削減し、最終的なCOP21決定の様式に整えるなど大きな進展が見られた。この第2版に対し、2度目のインダバ協議（議長により「解決のためのインダバ（Indaba of Solutions）」と命名）が10日23:30頃より翌11日（金）未明まで開催された。この際もインダバ協議と平行して「差異化」「野心」「資金」「市場メカニズム」について別室での協議が設定され、その結果がインダバの場に報告される形で議論が進められた。

11日（金）早朝、この徹夜協議の最後に、ファビウス議長から「11日（金）は終日、会合は開催せずに、議長と各国・グループの間の協議や各グループ間の調整を行うこと。COPは1日予定を延長し、12日（土）の朝に最後の合意案を示すこと」が説明された。こうして、予定では会合最終日となるはずだった11日（金）には公式な会合は開催されず、水面下での協議で終始した。

明けて12日（土）11:30から開催された第6回パリ委員会には、オランダ仏大統領及び潘基文国連事務総長も登壇し、合意の採択が促された後、13:30に成果文書の最終案が示された。

最終的に同日19:00から開催された第7回パリ委員会において、最終案について何点かの「技術的修正」を施すことが条約事務局から説明され、その後速やかにCOP全体会合に移行し、19:30前、技術的修正を含めた内容でパリ協定及び関連するCOP21決定が採択された。その後各国代表から合意を歓迎するステートメント等が行われた後、COP21は13日（日）0:30頃に終了した。